

◎新潟県告示第619号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、長岡市の野積土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年5月17日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 長岡市寺泊野積970番地 古川原 一彦

退任年月日 令和6年1月31日